

先進議会に学べ!

嵐山町

らんざんまち



埼玉県

議会運営委員会は2月9、10日に、議会活性化において先進的取り組みを行っている埼玉県嵐山町に赴き視察研修を行いました。調査にあたったのは、熊田宏委員長、青山英樹副委員長、藤井精七、大木義正、鈴木隆司各委員の5名です。

嵐山町は、埼玉県のほぼ中央に位置し、都心から約60km圏に位置する、人口約1万8千人の自治体です。農業が盛んなこと、関越道嵐山小川インターや東武鉄道を擁した交通の利便性などでも、矢吹と共通点があります。

定数減の下 委員会構成に工夫

嵐山町議会は、平成19年より定数14名とする中、総務経済と文教厚生との二常任委員会付託制にしました。重要な議決案件の予算と決算の審議には、本町同様、予算決算特別委員会を設けますが、予算委は議長を除く、決算委は議長と議員選出監査委員を除く議員全員が審査し、中立公正性保持と、全案全員審査の仕組みにしました。

議員の資質向上に向けた 取り組み

政務活動費の交付で調査研究の充実を図る一方、議会議員政治倫理条例を制定し、厳しい決まりのもと、町民の信頼に値する人格と倫理性の保持、資質向上に努めています。

議会モニター

[2014年6月24日]

嵐山町議会モニターについて

嵐山町議会は、「開かれた議会」をめざし、町民参加を推進する取り組みの一環といたしまして、嵐山町議会モニターを設置しました。

1 議会モニターって何(目的)

嵐山町議会基本条例(平成23年条例第15号)第6条第1項の規定に基づき、町民が議会活動に参加する機会の確保に努めるため嵐山町議会モニターを設置して、町民参加と町民連携をはかります。

2 誰でもなれるの(要件)

1. 年齢満18歳以上の町民であり、かつ、町職員でないこと。
2. 町議会の仕組み及び運営に関心があること。
3. 町政及び地域社会の発展に関心があること。

3 どのようなことをするの(職務)

1. 議会、または会議(※)を年1回以上傍聴していただきます。
 2. 「嵐山町議会だより」及び「嵐山町議会ホームページ」に関する意見を文書により提出します。
 3. 議長が依頼した町議会の運営に関する調査事項に回答します。
 4. 町議会と年1回以上、意見交換を行います。
 5. その他議長が必要と認めたこと。
- ※会議とは、文教厚生常任委員会、総務経済常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、議員全員協議会、意見交換会、報告会等を言います。

嵐山議会モニター



視察研修会の様子

議会基本条例 制定までの道のり

議長が予算、決算特別委員会の委員長に就任することや、一般質問での一問一答制導入と時間制限、答弁書の事前配布、反問権の付与、傍聴者への資料配布、住民との意見交換、住民への説明、議員全員協議会のあり方、議会運営委員会委員の構成などについて、調査研究を重ねるなか、条例制定ありきではなく、やれることは直近の定例会から実行するとし、スピード感ある改革を行なってきました。

条例制定で 変わったことは?

所管事務調査に大学教授を講師に迎えた専門的知見の活用、請願、陳情者による趣旨説明機会設定、議会報告会の資料や説明用パワーポイントを議員自ら作成報告、広報広聴特別委員会設置、議会モニターからの意見収集や情報技術の活用で改革が進みました。

条例制定で終わらせない さらなる改革へ

条例の運用に当たっては、活性化項目の未着手も含め、専門的知見の活用を図り、実践を積み重ねながら策定見直し、検討を加え充実させて行くと聴き、私たちが、町民の皆さまの付託に応える議会づくりに、日々の改革、活性化に取り組む決意を新たにしました。